

**Ⅳ 「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」に
おける事業実施状況**

第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画〈体系図〉

〈理念〉

〈3つの基本目標〉

〈4つの施策の方向〉

子どもの権利を尊重するまちづくり

- 目標1 子どもの自己肯定感の向上
- 目標2 子どもの安心の保障
- 目標3 子どもとおとなのパートナーシップの推進

施策の方向 1

子どもの相談及び
救済の充実

施策の方向 2

子どもの意見表明・
参加の促進

施策の方向 3

子どもの居場所
づくりの推進

施策の方向 4

子どもの権利に
関する意識の向上

〈21の推進施策〉

事業掲載
ページ

1	子どもが直接相談できる機関について、子どもにわかりやすく、具体的な広報を実施するとともに、子どもが安心して容易に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。子ども自身がいじめや体罰等を受けたときにSOSを発せられるよう支援します。	36
2	子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき、適正な処遇に努めます。児童相談所の一時保護所をはじめとした、子どもの権利擁護のための施設整備を進めます。	42
3	障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。DV被害者の子どもに関する実態の把握に努めます。	46
4	子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利についての社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めるとともに、子育て中の親等が安心して相談できるよう体制を一層充実させます。	56
5	学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内で速やかに対応できるような体制を整備します。	64
6	区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子どもへの権利侵害の防止に努めます。	66
7	人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益の確保に努めます。また、人権オンブズパーソンの機能を充実します。	70
8	川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子どもの意見表明・参加を促進します。	74
9	学校における、子どもの意見表明・参加を促進します。	76
10	地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取組めるよう情報の提供など環境整備に努めます。	76
11	児童養護施設などで生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るための情報提供などサポート体制の整備をさらに進めます。	86
12	乳幼児が、安心して周りのおとなとかかわりが作れ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児を持つ親等への支援を充実します。	94
13	子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めます。	112
14	子どもが利用する施設においてその運営や事業等に、子どもたちの参加を一層進めます。また、子どもたちが安心して過ごせるよう環境の整備を進めます。	120
15	地域における中学生・高校生年代の子どもの居場所づくりを推進します。	124
16	不登校の子どもが安心していられる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。	128
17	子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境を整備し、子ども同士の交流を進めます。	130
18	子どもの居場所において、子どもの思いや状況に配慮した対応が行なえるよう、職員への研修、情報提供を充実し、相談・救済機関や関係機関との連携がより進むよう支援します。	134
19	学校における権利学習を進めます。また、子どもが学校や学校以外の場で子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。	148
20	個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。	150
21	学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、親等を対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。	152

具体的な取組

39

具体的な取組

26

具体的な取組

20

具体的な取組

16

第2次行動計画施策事業一覧

	推進施策(21)	具体的な取組(101)	事業207 (* 延べ275再掲含む)	所管
《施策の方向1》 子どもの相談及び救済の充実	【1】子どもが直接相談できる機関について、子どもにわかりやすく、具体的な広報を実施するとともに、子どもが安心して容易に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。子ども自身がいじめや体罰等を受けたときにSOSを発せられるよう支援します。	①子どもに直接配布している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともにホームページ等の子ども向け広報を工夫します。 ②子どもたちが人権オンブズパーソンを身近に感じられるよう学校や子どもに関わる施設に人権オンブズパーソンが向ういて行う広報・啓発事業を充実します。 ③スクールカウンセラーを充実させ、学校での活用を推進します。また、24時間電話相談を実施します。 ④子ども自身が気軽に相談できるよう子ども相談窓口の充実に努めます。 ⑤思春期保健相談を充実します。	SOSカードの作成・配布	子ども本部
			児童相談所の相談機関の広報	子ども本部
			児童相談所のホームページ「なやんでることない？」	子ども本部
			人権オンブズパーソン広報・啓発事業	市民オンブズマン事務局
			相談カード「ひとりで悩まないで」の作成／配布	教育委員会事務局
			人権オンブズパーソン子ども教室推進事業	市民オンブズマン事務局
			24時間電話相談	教育委員会事務局
			教育相談事業	教育委員会事務局
			スクールカウンセラーの配置・活用	教育委員会事務局
			児童相談所相談事業	子ども本部
			子ども相談事業	区役所
	思春期保健相談	子ども本部		
	【2】子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき、適正な処遇に努めます。児童相談所の一時保護所をはじめとした、子どもの権利擁護のための施設整備を進めます。	①人権オンブズパーソンの機能等を充実し、子どもの最善の利益の確保に努めます。 ②北部地域における児童相談所の開設準備を進めます。 ③児童養護施設の整備に向けた取組を推進し、児童ファミリーグループホーム及び里親制度の拡充を図ります。 ④児童相談所一時保護所において、男女別処遇事案別の対応ができるよう居室環境の整備を図ります。 ⑤学校における子どもの処遇に関し、適正手続きを確保します。	人権オンブズパーソンの機能の研究	市民オンブズマン事務局
			北部地域における児童相談所の開設準備	子ども本部
			要保護児童施設の整備	子ども本部
			児童相談所の整備事業	子ども本部
			学校における子どもの処遇に関する適正手続き	教育委員会事務局
	【3】障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。DV被害者の子どもに関する実態の把握に努めます。	①発達障害を含む障害児の専門的な相談支援を行う中核としての4ヶ所目の地域療育センターを開設し、障害のある子どもに関する相談体制を整備します。 ②発達障害者支援センターを開設し専門相談やネットワークの構築を図ります。 ③こころの健康に起因する諸問題について思春期外来診療を実施します。 ④発達障害等の子どもを対象として、精神衛生外来診療を実施します。 ⑤学校における心の健康相談を支援します。 ⑥多様な文化的背景を持つ子どもへの支援を充実します。 ⑦川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。 ⑧不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。 ⑨川崎市DV被害者支援基本計画の策定においてDV被害者の子どもの実態を把握します。 ⑩児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。さらに、里親家庭用の子どもの権利ノートの作成に向けて努力します。 ⑪区役所における相談において、個別の支援を必要とする子どもに関わる取組を充実します。	地域療育センターにおける相談事業	子ども本部
			発達障害者支援センター事業	子ども本部
			思春期外来診療	病院局
			精神衛生外来診療	病院局
			心の健康相談活動支援事業	教育委員会事務局
			日本語指導等協力者の派遣事業	教育委員会事務局
			適応指導教室(ゆうゆう広場)	教育委員会事務局
			教育相談員・メンタルフレンド	教育委員会事務局
			川崎市DV被害者支援基本計画	子ども本部
			子どもの権利ノート活用	子ども本部
			里親家庭用「子どもの権利ノート」	子ども本部
			子ども相談事業	区役所
			子どもの発達支援事業	中原区役所
			幼児の発達支援事業	多摩区役所
			外国籍や外国につながる子どもへの学習支援	麻生区役所

第2次行動計画施策事業一覧

推進施策(21)	具体的な取組(101)	事業207 (* 延べ275再掲含む)	所管		
《施策の方向1》 子どもの相談及び救済の充実	【4】子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利についての社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めるとともに、子育て中の親等が安心して相談できるよう体制を一層充実させます。	①子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。	子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付 児童相談所の専門性の強化 相談機関等に関わる職員研修 母子保健指導事業 児童虐待防止啓発講演会 子育て情報誌の発行 子育て情報誌の作成 子ども・子育て支援情報発信事業 子育て情報発信・提供 子ども総合支援に係る広報情報収集・発信事業 教育文化会館・市民館事業(家庭教育推進事業) 教育広報誌「教育だよりかわさき」 教職員・保護者研修	市民・子ども局 子ども本部 子ども本部 子ども本部 子ども本部 川崎区役所 中原区役所 高津区役所 宮前区役所 多摩区役所 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局	
		②区役所における子どもに関する相談体制を充実し、親等への支援を強化します。	子ども相談事業	区役所	
		③子ども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能を充実し、区役所との連携を進めます。	児童相談所相談事業	子ども本部	
			相談機関等に関わる職員研修	子ども本部	
			地域子育て支援センター事業	子ども本部	
			要保護児童対策地域協議会 児童家庭支援センター事業	子ども本部 子ども本部	
		【5】学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内で連やかに対応できるような体制を整備します。	①教職員の意識の向上を図り、体罰の禁止を徹底します。また、区を単位とした、学校支援を強化します。	区を単位とした、学校運営支援	教育委員会事務局
			②学校巡回カウンセラーを拡充するなど教職員を支える体制をつくり、学校でのいじめ・虐待の早期発見、迅速な対応及び防止に努めます。	スクールカウンセラー研修	教育委員会事務局
				スクールカウンセラーの配置・活用	教育委員会事務局
				関係機関・学校向け出張研修	子ども本部
		【6】区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子どもへの権利侵害の防止に努めます。	①子ども自身が安心して気軽に相談できるよう子ども相談窓口の充実に努めます。	子ども相談事業	区役所
			②子育てがづらい等問題を抱えている母子を対象に、グループカウンセリング等の支援を充実させます。	乳幼児虐待予防事業	子ども本部
				相談事業	教育委員会事務局
			③虐待予防・発達障害児への支援に取り組むため乳幼児健康審査の受診率の向上を図ります。	乳幼児健康審査事業	子ども本部
	④妊娠・出産から新生児育児にかかる母子相談事業、母子訪問事業を充実します。		母子相談事業、母子訪問指導事業	子ども本部	
	⑤乳幼児が健やかに育つよう支援するため、母子保健指導者研修を実施します。		母子保健指導者研修	子ども本部	
	⑥子どもの成長を連続的に支援するための幼稚園・保育園・小学校の連携を進めます。		幼・保・小連携事業	区役所	
		幼・保・小代表者連絡会	教育委員会事務局		
	【7】人権オンズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益の確保に努めます。また、人権オンズパーソンの機能を充実します。	①子どもに直接配付している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともにホームページ等の子ども向け広報を工夫します。	人権オンズパーソン広報・啓発事業	市民オンズマン事務局	
		②子どもたちが人権オンズパーソンを身近に感じられるよう学校や子どもに関わる施設に人権オンズパーソンが向かいに行く、人権オンズパーソン子ども教室の推進及びその他の関連事業を充実します。	人権オンズパーソン子ども教室推進事業		
		③人権オンズパーソン等の制度の研究を行い、機能強化に向けて検討します。	人権オンズパーソンの機能の研究		
		④人権オンズパーソンの活動がわかりやすく伝わるよう報告書の内容を検討します。	人権オンズパーソン報告書作成事業		
		⑤子どもを人権侵害から早期に救済するため、関係機関、団体等との連携の充実を図ります。	人権オンズパーソンと関係機関・団体との連携事業		

第2次行動計画施策事業一覧

推進施策(21)	具体的な取組(101)	事業207 (* 延べ275再掲含む)	所管	
《 施策の方向2 》 子どもの意見表明・参加の促進	【8】川崎市子ども会議を活性化し、行政区子ども会議や中学校区子ども会議等との効果的な連携を図るなど、市政への子ども意見表明・参加を促進します。	①川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議において、子どもの意見表明の場を確保するとともに、子どもを支える体制の整備に努めます。	川崎市子ども会議推進委員会事業	教育委員会事務局
		②行政区子ども会議等と連携し、子ども集会を開催するなど、子どもの交流を支援します。	川崎市子ども会議	教育委員会事務局
		③川崎市子ども会議のホームページ等の広報を充実し子どもの参加を促進します。	川崎市子ども会議の広報	教育委員会事務局
	【9】学校における、子どもの意見表明・参加を促進します。	①学校教育推進会議等、学校における子どもの意見表明・参加の取組及びその効果を集約し、学校での実践を支援します。	学校教育推進会議	教育委員会指導課
		②子どもの権利学習を充実し、子どもの参加意欲を促進します。	教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用	教育委員会事務局
	【10】地域において子どもが自発的に、文化的、社会的活動に取り組めるよう情報の提供等環境整備に努めます。	①「こどもページ」をはじめとした、市公式ホームページ上の子ども向けの情報提供を充実します。	子ども向けホームページ	市民・こども局
			子ども向け情報発信事業	幸区役所
			きっずページ	麻生区役所
		②子どもの視点での情報発信を進めます。	子育てカレンダー	麻生区役所
			キッズページ事業	交通局
		③子ども夢パークにおいて、子どもの自主的・自発的活動が進むよう支援します。	子ども記者事業	市民・こども局
			子ども夢パーク事業	こども本部
④子ども向けの広報や副読本を作成するなど子どもの社会参加につながる啓発事業を促進します。		租税教育推進事業	財政局	
		子どもの権利啓発事業	市民・こども局	
		青少年舞台活動事業	市民・こども局	
	環境副読本の作成・配布	環境局		
	出前ごみスクール	環境局		
	食育推進地域活動事業	健康福祉局		
	まちづくり副読本作製	まちづくり局		
	潮見台浄水場施設見学	上下水道局		
	副読本「川崎市の水道」	上下水道局		
	川崎市小学生下水道作品コンクール	上下水道局		
【11】児童養護施設などで生活している子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、不登校の子ども等、個別に支援を必要としている子どもの意見表明・参加を図るための情報提供などサポート体制の整備をさらに進めます。	①児童相談所の一時保護所に入所している子どもへの学習支援の取組を進めます。	児童相談所一時保護所における学習指導	こども本部	
		児童相談所の一時保護所における児童への学習支援	教育委員会事務局	
②外国籍親子育児教室の開催・外国語版母子健康手帳の配布・通訳ボランティアの派遣等の保健サービス支援事業を実施します。	在日外国人母子保健サービス支援事業	こども本部		
	川崎区通訳及び翻訳バンク事業	川崎区役所		
③地域における、多文化共生に関わる取組を支援します。	多文化共生教育「民族文化講師ふれあい事業」等	教育委員会事務局		
	日本語指導等協力者の派遣事業	教育委員会事務局		
④学校、幼稚園、保育園、こども文化センター・わくわくプラザ等で作成するお知らせにルビ振りを推進し多文化・多言語に配慮した取組を進めます。	多文化・多言語を配慮した情報提供(こども文化センター等)	こども本部		
	多文化・多言語を配慮した情報提供(保育園)	こども本部		
	学校で作成するお知らせにルビ振りの推進	教育委員会事務局		
	教育文化会館・市民館事業(市民自主学級・市民自主企画事業)	教育委員会事務局		
⑤統合保育、特別支援教育、生涯学習を推進し、障害のある子どもの意見表明・参加を支えます。	民族学校に通う子どもとの交流の促進	教育委員会事務局		
	統合保育	こども本部		
	障がいへの理解を進めるための啓発、広報	健康福祉局		
⑥障害のある子どもが地域活動に参加しやすいよう障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービスを整備します。	特別支援教育体制充実事業	教育委員会事務局		
	「個別の指導計画」の作成の促進	教育委員会事務局		
⑦「こころのかけはし相談員」の配置、全中学校へのスクールカウンセラーの配置等とおして、不登校の子どもへの支援に努めます。また、不登校に陥らないよう対策を進めます。	障害児施設の設置・運営	こども本部		
	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	こども本部 健康福祉局		
【12】乳幼児が、安心して周りのおとなとかかわりが作れ、子ども同士の交流が持てるような環境を整備し、乳幼児を持つ親等への支援を充実します。	不登校対策連絡協議会	教育委員会事務局		
	フレンドシップかわさき事業	教育委員会事務局		
	男性育児参加促進事業	川崎区役所		
	発達支援事業	川崎区役所		
	子育て支援推進事業	中原区役所		
①地域や関係機関との連携で、乳幼児を持つ親が子どもの思いを受け止め、安心して子育てができるよう支援を充実します。	親と子の子育て応援セミナー	宮前区役所		
	子育て安全マット・玩具貸出し事業	多摩区役所		

第2次行動計画施策事業一覧

推進施策(21)	具体的な取組(101)	事業207 (* 延べ275再掲含む)	所管
<p>【12】乳幼児が、安心して周りのおとなとかかわりが作れ、子ども同士との交流が持てるような環境を整備し、乳幼児を持つ親等への支援を充実します。</p>	<p>①地域や関係機関との連携で、乳幼児を持つ親が子どもの思いを受け止め、安心して子育てができるよう支援を充実します。</p>	<p>子育て支援パスポート事業 子育てフリースペース「ママと遊ぶパパもね」 こどもの外遊び事業 多摩区「親子の育児園」事業 親育て・子育て支援者養成事業</p>	<p>多摩区役所 多摩区役所 多摩区役所 多摩区役所 多摩区役所</p>
	<p>②地域子育て支援センターを充実します。</p>	<p>地域子育て支援センター</p>	<p>こども本部</p>
	<p>③こども文化センターにおける子育て支援事業を充実します。</p>	<p>こども文化センター事業(子育て支援活動の支援)</p>	<p>こども本部</p>
	<p>④すくすく子育てボランティア事業を進めます。</p>	<p>すくすく子育てボランティア事業</p>	<p>こども本部</p>
		<p>多胎児育児支援「チップ&デール」</p>	<p>川崎区役所</p>
		<p>在日外国人母子事業「ラビットクラブ」</p>	<p>川崎区役所</p>
		<p>若年母のためのグループ「ぶりんクラブ」</p>	<p>川崎区役所</p>
		<p>①すくすく子育てボランティア連絡会・研修会②日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会</p>	<p>幸区役所</p>
		<p>講師派遣</p>	<p>幸区役所</p>
		<p>子育てグループ育成事業</p>	<p>幸区役所</p>
		<p>日吉地区赤ちゃん相談・赤ちゃんはいはいあんのつどい</p>	<p>幸区役所</p>
		<p>子育て情報カレンダーの発行</p>	<p>幸区役所</p>
		<p>子育て情報誌の改訂</p>	<p>幸区役所</p>
		<p>就労妊婦への支援事業</p>	<p>中原区役所</p>
		<p>多胎児育児支援事業</p>	<p>中原区役所</p>
		<p>乳幼児ふれあい事業</p>	<p>中原区役所</p>
		<p>子育て支援推進事業</p>	<p>中原区役所</p>
		<p>子育て懇談会</p>	<p>高津区役所</p>
		<p>未熟児育児支援「すくすくママキッズ」</p>	<p>高津区役所</p>
		<p>赤ちゃん広場</p>	<p>高津区役所</p>
		<p>在日外国人母子事業</p>	<p>高津区役所</p>
		<p>たかつ親子教室</p>	<p>高津区役所</p>
		<p>多胎児育児支援「さくらんぼ」</p>	<p>高津区役所</p>
		<p>地域での子育て支援「すくすく講座」</p>	<p>高津区役所</p>
		<p>子育て支援事業</p>	<p>宮前区役所</p>
		<p>たまたま子育てまつり</p>	<p>多摩区役所</p>
	<p>生きがいと楽しさを持てる子育て交流支援</p>	<p>多摩区役所</p>	
	<p>次世代育成支援スキップコーナー</p>	<p>多摩区役所</p>	
	<p>親子ハーモニーランドinあさお</p>	<p>麻生区役所</p>	
	<p>あそぼう！田園けるけるチャイルド</p>	<p>麻生区役所</p>	
	<p>子育て人材バンク事業</p>	<p>麻生区役所</p>	
	<p>マタニティコンサート</p>	<p>麻生区役所</p>	
	<p>⑤母子手帳の交付及び両親学級の開催を通じて子どもの権利の広報啓発を進めます。</p>	<p>母子保健指導事業</p>	<p>こども本部</p>
<p>⑥保育園において子どもの権利についての保護者への周知を図ります。</p>	<p>保護者と職員に対する子どもの権利の意識を高めるための機会づくり</p>	<p>こども本部</p>	
<p>【13】子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めます。</p>	<p>①川崎市子ども会議サポーター養成講座等とおして、地域における子ども参加を支える人への支援に努めます。</p>	<p>川崎市子ども会議サポーター養成講座</p>	<p>教育委員会事務局</p>
	<p>②かわさき子どもの権利の日事業を充実します。</p>	<p>かわさき子どもの権利の日事業</p>	<p>市民・こども局</p>
	<p>③子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。</p>	<p>子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付</p>	<p>市民・こども局</p>
	<p>資料提供、講師派遣</p>	<p>市民・こども局</p>	
	<p>母子保健指導事業</p>	<p>こども本部</p>	
	<p>児童相談所の専門性の強化</p>	<p>こども本部</p>	
	<p>児童虐待防止啓発講演会</p>	<p>こども本部</p>	
	<p>相談機関等に関わる職員研修</p>	<p>こども本部</p>	
	<p>子育て情報誌の発行</p>	<p>川崎区役所</p>	
	<p>子育て情報誌の作成</p>	<p>中原区役所</p>	
	<p>子ども・子育て支援情報発信事業</p>	<p>高津区役所</p>	
	<p>子育て情報発信・提供</p>	<p>宮前区役所</p>	
	<p>教育広報誌「教育だよりかわさき」</p>	<p>教育委員会事務局</p>	
	<p>教育文化会館・市民館事業(PTA活動研修)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	
	<p>教育文化会館・市民館事業(家庭教育推進事業)</p>	<p>教育委員会事務局</p>	
	<p>教職員研修</p>	<p>教育委員会事務局</p>	

《施策の方向2》 子どもの意見表明・参加の促進

第2次行動計画施策事業一覧

	推進施策(21)	具体的な取組(101)	事業207 (* 延べ275再掲含む)	所管
≪2≫	【13】子どもの意見表明・参加の意義やその支援のあり方などについての啓発に努めます。	④児童養護施設等の職員及び里親への研修を充実します。	乳児院等の職員への研修支援	子ども本部
			児童養護施設等の職員研修支援	子ども本部
≪施策の方向3≫ 子どもの居場所づくりの促進	【14】子どもが利用する施設においてその運営や事業等に、子どもたちの参加を一層進めます。また、子どもたちが安心して過ごせるよう環境の整備を進めます。	①「子ども夢パーク子ども運営委員会」及び「子ども夢パーク運営委員会」を充実します。また、「夢パーク通信」などの広報事業への子どもの主体的な参加を進めます。 ②子ども文化センターにおける「子ども運営会議」の充実を支援します。また、子ども文化センターだよりの作成、事業の企画・実施に子どもの意見を反映させるなど子ども参加を推進します。 ③子ども文化センター及びわくわくプラザ室の狭あい解消等施設整備を進めます。 ④青少年教育施設において、子どもの意見を施設運営等に取り入れられるよう意見聴取に努めます。	子ども夢パーク事業(夢パークつうしん)	子ども本部
			子ども夢パーク事業(子ども運営委員会)	子ども本部
			子ども文化センターだより等	子ども本部
			子ども文化センター・わくわくプラザ子ども運営会議	子ども本部
	【15】地域における中学生・高校生年代の子どもの居場所づくりを推進します。	①子ども夢パーク事業において音楽スタジオを利用する子どもへの支援を充実させるなど、中学生・高校生年代の居場所づくりを推進します。 ②中学生・高校生年代の子どもを対象とした文化・芸術活動をおとして、子どもの居場所づくりを推進します。 ③子ども文化センターの中学生・高校生年代の居場所づくり事業を推進します。 ④障害児タイムケア事業を始めとした各種障害福祉サービスを充実します。	子ども夢パーク事業	子ども本部
			青少年舞台活動事業	市民・子ども局
			青少年フェスティバル事業	子ども本部
			子ども文化センター事業(中学生・高校生年代の居場所づくり)	子ども本部
	【16】不登校の子どもが安心していられる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。	①川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。 ②不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。 ③子どもに最もふさわしい支援を行うため、不登校対策連絡協議会を充実し、特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携を進めます。また、不登校の子どもの居場所づくりを推進します。	適応指導教室(ゆうゆう広場)	教育委員会事務局
			教育相談員・メンタルフレンド	教育委員会事務局
			不登校対策連絡協議会	教育委員会事務局
			子ども夢パークにおける不登校児童生徒の居場所づくり	子ども本部
	【17】子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境を整備し、子ども同士の交流を進めます。	①子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。 ②障害児タイムケア事業をはじめとした各種障害福祉サービスを充実します。 ③特別支援教室や特別支援学校の充実を図り、障害に関する理解を深めるため、子ども同士の交流を進めます。	不登校の子どもの情報提供	教育委員会事務局
			子ども文化センターの施設整備	子ども本部
			子ども文化センターわくわくプラザ室の施設整備	子ども本部
			わくわくプラザ事業(障害児対応)	子ども本部
	【18】子どもの居場所において、子どもの思いや状況に配慮した対応が行えるよう、職員への研修、情報提供を充実し、相談・救済機関や関係機関との連携が進むよう支援します。	①子ども夢パーク・子ども文化センター・わくわくプラザにおけるスタッフを対象とした子どもの権利に関する研修等を支援します。 ②校長会、保育園長を対象とした研修会を開催します。 ③私立幼稚園への啓発に努めます。 ④青少年育成団体、社会教育関係団体、子どもに関わる活動をしている市民グループ及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。 ⑤学校においてスクールカウンセラーの活用を進め、教職員の研修を充実します。 ⑥子育てに関する情報交換を充実し、関係団体・機関等のネットワーク化を推進します。	学校建設におけるバリアフリー化及び改修事業	教育委員会事務局
			障害児施設の設置・運営	子ども本部
地域での生活を支援するための障害福祉サービス			子ども本部 健康福祉局	
特別支援学級や特別支援学校との相互交流			教育委員会事務局	
		子ども文化センター・わくわくプラザスタッフ研修	子ども本部	
		子ども夢パークスタッフ研修	子ども本部	
		保育園長を対象とした研修会の開催	子ども本部	
		校長を対象とした研修会の開催	教育委員会事務局	
		私立幼稚園への啓発	教育委員会事務局	
		資料提供、講師派遣	市民・子ども局	
		市民グループへの情報提供	子ども本部	
		青少年団体活動支援事業	子ども本部	
		青少年団体等への情報提供	子ども本部	
		青少年育成関係団体への研修	子ども本部	
		教育文化会館・市民館事業(PTA活動研修)	教育委員会事務局	
		スクールカウンセラーの配置・活用	教育委員会事務局	
		幼・保・小連携事業	区役所	
		かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ	川崎区役所	
		子ども総合支援ネットワーク会議	川崎区役所	
		子ども総合支援ネットワーク会議	幸区役所	
		子育て・子ども支援ネットワーク事業	中原区役所	
		子育て支援推進事業	中原区役所	
小学校教諭の保育園体験研修	中原区役所			
なかはら子ども未来フェスタ	中原区役所			
子どもに関わる部署と児童相談所・精神保健福祉センターとの連絡会	中原区役所			
児童相談所との連絡会議	高津区役所			
地域療育センターとの連絡会議	高津区役所			
子ども・子育てネットワーク会議	高津区役所			
子ども支援に係るネットワーク会議	宮前区役所			
子ども総合支援連携会議	多摩区役所			
子ども関連ネットワーク会議	麻生区役所			

第2次行動計画施策事業一覧

	推進施策(21)	具体的な取組(101)	事業207 (* 延べ275再掲含む)	所管
《 施策の方向 4 》 子どもの権利に関する意識の向上	【19】学校における権利学習を進めます。また、子どもが学校や学校以外の場で子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。	①カリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させます。	教材の研究開発・作成 教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用 子どもの権利に関する週間	教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局
		②権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料を充実します。	権利学習派遣事業	教育委員会事務局
		③川崎市子ども会議や子ども夢パークにおける子どもの権利学習を支援します。	子ども夢パーク事業 川崎市子ども会議	こども本部 教育委員会事務局
		④「こどもページ」を充実します。	子ども向けホームページ	市民・こども局
	【20】個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。	①日本語指導等協力者派遣事業を推進します。	日本語指導等協力者の派遣事業	教育委員会事務局
		②個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について学習する際にその方法を工夫します。	教材の研究開発・作成	教育委員会事務局
		③児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。	子どもの権利ノート活用	こども本部
	【21】学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、親等を対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。	①かわさき子どもの権利の日事業を充実します。	かわさき子どもの権利の日事業	市民・こども局
		②子どもの権利の日週間を中心とした、権利学習の公開授業を進めます。また、実施状況を調査し、学校での取組が充実するよう支援します。	子どもの権利に関する週間	教育委員会事務局
		③「子どもの権利Q&A」の活用を促がすとともに続編を検討します。また、「参加体験型権利学習事例集」を作成・配付し人権尊重教育推進担当者会議を通して教職員の研修に努めます。	体罰防止についての意識啓発	教育委員会事務局
			子どもの権利「Q&A」作成 人権尊重教育推進担当者会議	教育委員会事務局 教育委員会事務局
		④子どもの権利に関する条例パンフレットを効果的に配付し、活用を促がします。	子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付 行政職員及び子どもの権利に関する職場研修	市民・こども局 市民・こども局
		⑤行政職員に対する研修に子どもの権利に関する視点を取り入れます。	職員研修<多文化・保育園>	こども本部
			職員研修<多文化・教職員>	教育委員会事務局
		⑥子どもの権利に関する保育園での職場研修を実施します。	行政職員及び子どもの権利に関する職場研修	市民・こども局
			子どもの権利に関する職場研修(保育園)	こども本部
		⑦児童虐待防止に関する講演会を開催します。また、両親学級等において子どもの権利に関する啓発に努めます。	母子保健指導事業	こども本部
			児童虐待防止啓発講演会	こども本部
		⑧地域において子どもの権利に関する理解が進むよう情報提供等、啓発事業を充実します。	子育てガイド作成事業	川崎区役所
			子育て情報誌の発行	川崎区役所
			かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ	川崎区役所
子ども向け情報発信事業	幸区役所			
子育て情報誌の作成	中原区役所			
子育てフォーラム	高津区役所			
子ども・子育て支援情報発信事業	高津区役所			
多摩区こどもページ	多摩区役所			
こども情報コーナー事業	麻生区役所			
子育て情報誌の作成	麻生区役所			
⑨子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。	子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付	市民・こども局		
	資料提供、講師派遣	市民・こども局		
	大人が変われば子どもも変わる運動	こども本部		
	母子保健指導事業	こども本部		
	児童相談所の専門性の強化	こども本部		
	児童虐待防止啓発講演会	こども本部		
	相談機関等に関わる職員研修	こども本部		
	子育て情報誌の発行	川崎区役所		
	教育広報誌「教育だよりかわさき」	教育委員会事務局		
	教育文化会館・市民館事業(PTA活動研修)	教育委員会事務局		
	教育文化会館・市民館事業(家庭教育推進事業)	教育委員会事務局		